

令和 8 年 8 月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第 5 号

令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 3 時 30 分

市役所 5 階 会議室 52・53

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
- 5 報告事項
 - (1)農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有的確法人として適格であることの届出の受理状況について
 - (2)開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員（19 名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（14 名）

小林剛委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、風間伸一委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

丸山和広委員、中山喜正委員、霜鳥明彦委員、小林和夫委員、

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	宮本 敏樹
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 3 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 8 年 7 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 14 名であります。農業委員 丸山和広委員、推進委員 日野地区 中山喜正委員、平岡地区 霜鳥明彦委員、科野地区 小林和夫委員からは、欠席の連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 3 番 坂本秀文委員、4 番 小林真一委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。なお、事前に 9 番大澤操委員、16 番竹前博文農業委員からは、関連議案がある旨の連絡をいただいておりますので、該当する議案の際は退出願います。

それでは、日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。番号 2 番は、竹前博文農業委員が、番号 6 番は大沢操農業委員が関連する案件でありますので、後ほど審議いたします。

それでは議案第 1 号のうち、番号 1 番および番号 3 番から 5 番および番号 7 番について審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (矢嶋主査)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

説明に先立ちまして、今回の議案説明にあたり、先に説明させていただきたい事項がございます。お手数ですが、お手元の資料の 6 ページをご覧ください。

こちら、(2) 開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況についてにおいて、今回の議案第 1 号、番号 3 番の案件となっている農地が掲載されております。

こちらにつきましては、平成 17 年に該当地は資材置場として転用されたため、農地台帳から削除した経過がございます。しかしながら、現況は農地となっており、本件においては、土地の譲受人は農地としての

耕作を希望されていることから、農地台帳に該当地を掲載するため、本届出を受理していることを予め申し伝えます。

それでは、本題に入りますので、1 ページをご覧ください。説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号1 番、田上、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、田上〇〇〇〇、畑、730 平方メートル、外4 筆、総面積4,565 平方メートル、経営規模拡大のため

番号3 番、三ツ和、〇〇〇〇、篠井、〇〇〇〇、三ツ和〇〇〇〇、畑、221 平方メートル、経営規模拡大のため

番号4 番、吉田、〇〇〇〇、更科、〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、畑、115 平方メートル、経営規模拡大のため

番号5 番、西条、〇〇〇〇、神奈川県川崎市、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、田、外1 筆、経営移譲のため

番号7 番、小田中、〇〇〇〇、更科、〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、田、経営規模拡大のため

以上、番号1 番及び3 番から5 番、7 番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3 条第2 項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1 号のうち、番号1 番および番号3 番から5 番および番号7 番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1 号のうち、番号1 番および番号3 番から5 番および番号7 番までを原案のとおり許可することに決しました。

（竹前博文委員 退室）

続いて議案第1 号のうち、番号2 番について審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

番号2 番、赤岩、〇〇〇〇、東京都新宿区、〇〇〇〇、赤岩〇〇〇〇、

田、1256 平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号 2 番の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたらお願いします。ありませんければ、お諮りをいたします。議案第 1 号のうち、番号 2 番を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 1 号のうち、番号 2 番を原案のとおり許可することに決しました。

（竹前博文委員 入室）

（大澤操委員 退室）

続いて議案第 1 号のうち、番号 6 番について審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

番号 6 番 飯山市、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、279 平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号 6 番の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたらお願いします。ありませんければ、お諮りをいたします。議案第 1 号のうち、番号 6 番を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 1 号のうち、番号 6 番を原案のとおり許可することに決しました。

（大澤操委員 入室）

次に進みます。議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案説明願います。

事務局（宮本局長補佐）

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 一本木、〇〇〇〇、竹原、〇〇〇〇、〇〇〇〇、ほか1名、一本木〇〇〇〇、畑、405平方メートル、外2筆、総面積2115平方メートル、駐車場敷地、申請地に近隣商業施設の従業員用有料駐車場33区画を整備したい。3種農地 則43

番号2番 中野、〇〇〇〇、神奈川県相模原市、〇〇〇〇、吉田〇〇〇〇、畑、42平方メートル、外1筆、総面積509平方メートル、宅地分譲敷地、申請地を造成し、宅地分譲地として販売したい。

3種農地 則44 都市計画の用途地域

番号3番 飯山市、〇〇〇〇、中野、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、畑、5.85平方メートル、外1筆、総面積290.85平方メートル、住宅敷地、市内で飲食店を営んでおり、市内に住宅を建築したい。

3種農地 則44 都市計画の用途地域

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号農業利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題といたします。

なお、番号16番は竹前博文農業委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。

それでは、議案第3号のうち、番号1番から15番および17番から19番について審議いたします。

事務局から議案説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第3号 農業利用集積等促進計画(案)に係る意見について
(説明)

以上、番号1番から15番及び17番から19番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における賃借権の設定等を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

16 番 竹前博文委員

16 番竹前博文です。

この借入始期と借入終期っていうのがあって、借入終期が全部 12 月 31 日になっているということは、次の更新のときに全部出るということですか。

事務局（矢嶋主査）

はい。おっしゃる通り、全て 12 月 31 日が終期になりますので、1 月 1 日が開始時期になる案件につきましては、非常に多く出るものと見込まれます。

議長（増田会長）

よろしいでしょうか。ありませんければ、お諮りいたします。議案第 3 号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決しました。

（竹前博文委員 退室）

次に、議案第 3 号のうち、番号 16 番について審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

それでは説明に入ります。

（説明）

以上、番号 16 番につきましては、法に規定される要件等を確認したところ、満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第 3 号番号 16 番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 3 号番号 16 番については「意見なし」とすることに決しました。

（竹前博文委員 入室）

次に、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）

以上、番号 1 番から 8 番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認

められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における所有権の移転を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしており、本計画の策定に係る要請において支障はないものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号について、原案通り要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって議案第4号について、原案通り要請することに決しました。

本日お願いしました議案につきましては以上となります。全体を通して何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

本日お願いしております議案質疑は以上でございます。

全体を通して何かご質問ご意見がございましたらご発言願えればと思います。後ほどでも結構です何かお気づきになりましたらご発言願います。

特にないようですので進行を事務局へお返しいたします。

事務局（佐々木局長）

ありがとうございました。続いて日程5 報告事項に進みます。報告事項について事務局より説明いたします。

事務局（矢嶋主査）

報告事項 (1)農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人として適格であることの届出の受理状況について

農地所有適格法人として適格であることの届出の受理状況についてご説明いたします。

農地所有適格法人につきましては、農地所有適格法人届出書を農業委員会に届出し、それを農業委員会が受理することで、農地所有適格法人となり、今後、その法人が農地を所有できることとなる法律上の制度となっております。その主な要件として、法人としての事業内容に農業を含めていること、農業で一定以上の収益を上げている、もしくは上げる計画があること、その法人の役員などの重要な者が農業に従事していることなどの要件を満たしていることなどがありますが、それを法人より届出てもらい、農業委員会事務局が審査し、受理しております。

近年、法人の農地取得のために農地所有適格法人適格要件届出書の届出が増加していることから、今後、報告事項としてまいります。

なお、番号1、番号2の法人の届出の詳細について説明いたします。

番号1 ○○○○におかれましては、これまで農地を所有せず、賃借のみとしておりましたが、今後、農地を保有するという意向から届出がありました。

番号2 ○○○○につきましては、現在富山県高岡市で農地所有適格法人となっており、きのこ製造と野菜販売を事業としておりますが、中野市内にあるきのこ施設とその周辺の農地を買う予定であるとのことです。今後、市内できのこ施設の運営をするとともに、そこから出た培地を肥料として周辺農地でにんにく等の栽培をする予定であるとのことから、届出をいただきました。

改めて、報告事項の説明に入ります。報告事項の届出人、届出年月日、設立年月日、事業概要の順で読み上げます。

番号1番 金井 ○○○○ R8.7.7、R6.7.1 果樹生産・加工

番号2番 富山県高岡市 ○○○○ R8.8.10 S42.12.18 菌茸、野菜生産、菌床製造、販売

(2)開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について

こちらにつきましては、先に議案第1号において、ご説明いたしましたので詳細は省略いたします。

番号1番 届出人、篠井、○○○○、所在、三ツ和 ○○○○ 221平方メートル

説明は以上です。

事務局（佐々木局長）

報告事項ということでご説明申し上げました。この2件について、ご確認等あればお願いしたいと思いますがどうでしょうか。よろしいですかね。先ほど担当の方から申し上げた通り適格法人については今後の届出がありましたら、総会の方で報告事項としたいと思いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。無いようですので、次に進みます。続いて、日程6 その他 に入ります。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後4時20分 閉会)

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 坂本 秀文

署名委員 小林 真一